資料１

新たな国立公文書館の建設実現に関する緊急要請

新たな国立公文書館の建設については、平成 26 年 2 月に議員連盟が発足して以来、数次にわたって建設の早期実現に向けた要請を立法府及び行政府に対して行ってきました。

その結果、立法府においては平成 27 年 4 月に衆議院議院運営委員会の下に「新たな国立公文書館に関する小委員会」が設置され、また、行政府においても「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査」が実施される等、建設の実現に向けた関係各位の御努力がなされており、心から感謝申し上げます。

我が国の国立公文書館は、施設・機能のいずれの面でも諸外国と比べて著しく見劣りするという厳しい評価がなされており、さらに、国立公文書館の書庫はひっ迫の度を増し、早ければ３年後の平成 31 年には満架になるという見通しがあります。

新たな国立公文書館の建設に当たっては、近年海外で重要性を増している展示・学習機能を合わせ持った、総合的な施設とすべきであると考えます。

こうした状況も踏まえると、建設候補地については、小委員会の「中間とりまとめ」において提示された２つの案のうち、Ａ案（憲政記念館敷地）が適当と考えます。新たな国立公文書館を建設する必要性・緊急性は一層増しており、その建設に向けて速やかに具体的な計画の策定に移るべきであると考えます。

したがって、以下のとおり要請します。

１　建設候補地については、衆議院の小委員会において、今国会会期中できるだけ早く結論を得ていただくこと。

２　新たな国立公文書館の運営に当たっては、その機能を担う人材の育成が不可欠であり、必要な体制の整備及び予算の確保を始めること。

平成２８年５月１９日

内閣官房長官　菅　義偉　殿

世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟